

森 第 4 5 1 号

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

食品基準値を超過したきのこが発生したほだ木の検査等について

このことについて、平成 2 5 年 2 月 5 日付け森第 1 4 8 6 号「原木シイタケの放射性物質検査計画（平成 2 5 年 2 月～3 月）の策定について」で、基準値を超えたシイタケが発生した原木ロットについては、原木の放射性物質検査結果が指標値以下であっても処分するよう指導してきたところですが、このたび、林野庁林政部経営課から別紙のとおり連絡がありました。

これにより、指標値を下回っていることを確認した上で使用している原木（ほだ木）から食品の基準値を超えたきのこが発生した場合は、当該原木（ほだ木）ロットを再検査するよう生産者に対して指導することとしますので御協力をお願いいたします。

なお、当該事案が発生した場合は、管轄の林業事務所と連携の上、生産者に対して指導くださるようお願いいたします。

千葉県農林水産部森林課
林業振興室
TEL：043-223-2966
FAX：043-225-7448

事務連絡
平成25年6月5日

都道府県
特用林産担当課長 殿

林野庁林政部経営課
特用林産対策室長

食品基準値を超過したきのこが発生したほだ木の検査等について

きのこ原木、ほだ木等については、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）及び、「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について」（平成23年10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、同部木材産業課長連名通知）により、当面の指標値を下回っていることを確認した上で使用等するよう指導をお願いしておりますが、これまでに、当面の指標値を下回っていることを確認した上で使用しているほだ木から発生したきのこが、食品の基準値を超過した事例が散見されるところです。

このことについては、検査後の周辺環境等からの追加汚染など様々な原因が考えられるところですが、当面の指標値の信頼性の確保や、風評被害の防止等の観点から、食品基準値を超過したきのこが発生したほだ木の検査とともに、状況を把握し原因をある程度確認しておく必要があると考えております。

つきましては、当面の指標値を下回っていることを確認した上で使用しているほだ木から発生したきのこが、食品の基準値を超過した場合は、その旨連絡いただくとともに、①使用前のほだ木の検査方法及び検査数値、②ほだ場等における管理の状況、③発生したきのこの検査方法及び検査数値、④食品基準値超過のきのこが発生したほだ木の検査数値について、調査・検査等の上、報告いただきますようお願いいたします。

（担当：特用林産企画班）